

上板町重度障害者日常生活用具給付等実施要綱

(目的)

第1条 重度障害者日常生活用具給付等事業(以下「事業」という。)は、在宅の重度障害者に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付し、又は貸与すること等(以下「給付等」という。)により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、上板町とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具の種目は、[別表](#)の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、[同表](#)の「障害及び程度」欄に掲げる障害者とする。

2 用具の貸与の対象者は、前項に掲げる障害者であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

3 介護保険法(平成9年法律第123号)により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

(用具の給付等の実施)

第4条 用具の給付等は、給付等の対象者(これを現に扶養している者を含む。)からの申請に基づき実施するものとする。

2 用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、他に定めのある場合を除き、必要な用具の購入及び住宅改修工事に要する費用の割を直接業者に支払わなければならない。なお、生活保護世帯の者においては、保護受給証明書をもって、徴収しないものとする。ただし、用具の貸与は無償とし、貸与の期間は貸与を受けた者が身体障害者更生援護施設等への入所その他の事情により、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

3 視覚障害者用ワードプロセッサの共同利用については、上板町視覚障害者用ワードプロセッサ共同利用制度実施要綱に定めるところによるものとする。

4 点字図書の給付については、上板町点字図書給付事業実施要綱に定めるところによるものとする。

5 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)の給付については、上板町重度障害者住宅改修費給付事業実施要綱に定めるところによるものとする。

(費用の請求)

第5条 用具を給付した業者が町に請求できる額は、用具の給付等に必要用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

(用具の管理)

第6条 町は、いまだ給付等を実施していない用具及び貸与者から返還を受けた用具は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 町は、用具の給付等を実施するに当たって、対象者に次の条件を付するものとする。

(1) 用具の貸与を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。なお、目的に反したときは、当該給付に要した費用の一部を返還させることがあるものとする。

(2) 用具の貸与を受けた者は、次の条件を遵守しなければならない。

ア 用具の貸与を受けた者又はこれを扶養する者(以下「借受人」という。)は、当該用具を貸与の目的に反して使用してはならない。また、用具を損傷し、又は滅失したときは、直ちに町にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

イ 借受人は、用具を使用する者が、当該用具を使用しなくなったとき、又は当該用具の貸与の目的に反したときは、速やかに町に返還しなければならない。

(諸様式)

第7条 この要綱に規定する申請書等の様式は、様式第1号から様式第14号までのとおりとする。

(給付等台帳の整備)

第8条 町は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付(貸与)台帳及び住宅改修費給付台帳を整備するものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

第9条 町長は、重度障害者等の申請の手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券を1枚交付すること

(2) 1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2ヶ月分の額を給付券一枚に記載して交付すること

(3) 給付券は申請1回につき3枚まで一括交付すること

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。